

福島県環境審議会議事録

(平成17年5月26日)

司会（小檜山生活環境部企画主幹）

ただ今から、福島県環境審議会を開会いたします。審議会に先立ちまして根本生活環境部長よりごあいさつを申し上げます。

根本部長

この4月から生活環境部長になりました根本でございます。どうぞよろしく申し上げます。

福島県環境審議会の開催に当たり、ごあいさつを申し上げます。本日、委員の皆様方には、御多忙のところ、御出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日ごろから環境行政の推進をはじめ県政各般にわたり、格別の理解とご協力を賜り感謝申し上げます。さて、本審議において、一昨年来御審議いただき、答申をいただきました、「福島県循環型社会形成に関する条例」及び「循環型社会の形成に向けた産業廃棄物税の在り方」につきましては、2月議会において条例案がそれぞれ可決され、本年3月25日公布されたことをご報告いたします。この間の委員の皆様方の御尽力をいただきまして厚く御礼申し上げます。

本日は、そのうちの「福島県循環型社会形成に関する条例」に基づく「福島県循環型社会形成推進計画の策定について」諮問を申し上げ、御審議をいただきたいと考えております。条例制定の趣旨にありますとおり、本県の恵み豊かな環境を将来の世代に引き継いでいくためには、我々の経済社会活動における資源の循環が適正に確保されると同時に、自然の循環が健全な状態に保全された、自然と人が共生する本県の特性を生かした循環型社会形成を図っていくことが必要でございます。また、この循環型社会の形成には、あらゆる主体が幅広く連携しながら、県民総参加で取り組んでいくことが重要でございます。このため、条例に基づく本計画を策定し、総合的・計画的な施策を推進してまいりたいと考えておりますので、委員の皆様には活発な御議論をいただき、御意見や御提言をいただきますようお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

司会（小檜山企画主幹）

続きまして、「循環型社会形成推進計画の策定について」諮問を行いますので、よろしく申し上げます。

根本部長

「循環型社会形成推進計画の策定について」諮問申し上げます。どうぞよろしく申し上げます。

中村会長

承りました。十分審議を尽くします。よろしく申し上げます。

司会（小檜山企画主幹）

ありがとうございました。

審議に入ります前に、審議会委員に変更がございましたので報告いたします。

長尾トモ子（ながおともこ）委員が都合により辞任され、後任として、西郷くらし会会長の
大越則恵（おおこしのりえ）委員が就任されました。

なお、大越委員は、本日所用により欠席されています。

また、稲森委員、瀧本委員におかれましても、急きょ欠席となりましたのでご報告いたします。

それでは、出席委員が福島県環境審議会条例第7条第3項に基づく定足数に達しておりますので、議事に入ります。議事の進行につきましては、同条例第7条第2項に基づきまして、中村会長に議長をお願いすることにいたします。

中村会長

それでは議事に入ります。委員の皆様方には、公私ともにお忙しいところ、ご出席頂きましてまことにありがとうございます。

さて、本日御審議いただきます議題は、一昨年から昨年度にかけて当審議会で審議を重ね審議・答申し、平成17年3月25日公布・施行されました「福島県循環型社会形成に関する条例」に基づきます「福島県循環型社会形成推進計画（仮称）の策定について」でございます。この計画は、条例の目的であります自然と人が共生する循環型社会を形成していくために、行政はもとより県民、事業者、民間団体等の主体が一体となって取り組むべき施策について定めるものです。その根底には、福島県の健全な自然環境、大気、土壌、水そして生態系のもとで、福島県民が心を豊かに一心になり幸せな生き方を提示し、日本全国また世界に発信できるような計画として策定できれば、誠に幸いと考えております。「もったいない」という言葉もございますが、これも心豊かな日本文化本来の精神の一つと考えています。条例化にあたっては精力的に御尽力いただいた当審議会の皆様ならびに事務局の皆様方には心から敬意を評し、また深く感謝を申し上げます。

今度は推進計画に向けまして委員の皆様方の活発なご議論、積極的なご意見、建設的なご提言のもとでの審議をよろしく申し上げます。

それでは、はじめに議事録署名人を選出いたします。

私の方から指名することとしましてよろしいでしょうか。

（異議なし）

中村会長

ありがとうございます。ご異議がないようですので、議事録署名人として、新妻香織委員と、引地宏委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

それでは審議に入ります。議題1の「福島県循環型社会形成推進計画（仮称）の策定について」事務局から説明をお願いします。

事務局（荒川参事）

私、循環型社会推進グループの参事の荒川です。それでは、お手元の資料に基づきましてご説明いたします。「福島県循環型社会形成推進計画（仮称）の策定について（案）」

であります。なお、この計画は本年度中に作成したいと考えておりまして、後ほど作成スケジュール案をご説明させていただきますが、遅くとも年明けには答申をいただければというふうに考えております。

それでは構成案にいきたいと思います。中身でございますが、まず大きくは1番と2番というふうに分けてあります。1番は、計画策定にあたりましての基本的事項でございます。2番は、計画の具体的構成案でございます。

まず1番ですが、「1 循環型社会形成推進計画策定の趣旨等」(1)として計画策定の背景と目的でございます。この文章の大半は条例の前文でございます。それから第10条第1項、これは知事の計画的策定の義務から記載されている条文で、ここから大半をとっております。では、読まさせていただきます。

- (資料を読み上げる)

次に、(2)の計画の位置づけでございます。

- (資料を読み上げる)

次に、(3)計画の期間ですが、後ほど申し上げますところでこの計画のビジョンを掲げてございますが、平成32年度(2020年度)を目標年次としたいと考えております。その理由は、県の最上位計画としまして「うつくしま21」がございまして、この目標年次と合わせていきたいという考えでございます。その「うつくしま21」は、2010年度、つまり平成22年度が目標年次でございますが、今年度が中間見直しということで作業中でございます。それに合わせまして、5年後が目標年次でございますが、5年では本計画の性格からは短かすぎると考えております。ゆえに「うつくしま21」に基づく、その下にある県の各種計画がございまして、これが10年スパンとしておりますので、次期目標年次を想定しまして、その10年後、2020年=平成32年度に設定をしていきたいということでございます。

次に(4)の計画策定の手法であります。

- (資料を読み上げる)

この超学際的な連携といえますのは耳慣れない言葉と思いますが、皆様は条例制定の過程で既にご存じかと思えます。条例の第9条にございまして、超学際的な連携という意味は「課題解決に向けて、様々な主体が多様な知識を結集し、領域を超えて幅広く連携すること」と解説されております。

続きまして2番でございますが、(1)(2)(3)につきましては既に説明済みでございます。それらの内容をここに盛り込みたいと考えております。

(4)からでございますが、これは計画の内容の構成といえますか、条例の理念に沿った3つの指針、つまり条例では第3条・第4条・第5条に理念が書いてありますけれど、その1つ目の第3条は「自然の循環の保全」、2つ目には第4条「適正な自然循環の確保等」、3つ目には第5条「心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式へ転換」という3つの指針を掲げてございます。これに沿いまして「現状と課題」からはまとめていきたいというふうに考えておりまして、大きくア・イ・ウの三つになっております。

(イ)の資源循環の中では、特に物質フローを説明していきたいと考えております。これは非常に難しく、推計がどうしても入ってしまうものではありますけれど、国でも作っておりますし、県全体の物の動きというイメージとして捉えられるということは計画が分か

りやすくなると思いますので、この物質フローの現状を入れ込んでいきたいと考えております。

それから（５）この計画の目標と申しますか、福島県が目指す循環型社会とはどういうものかということをごここで３つ挙げております。これは一つのビジョン、つまり循環型社会は県民総参加、いわば県民運動として推進していかなければならない、そういうものであると考えております。そういう意味では、ビジョンは分かりやすい言葉で、シンボリックな言葉で表したいという思いが込めてあります。まず１つ目のアでございますが、「自然と共生する社会」、健全な自然循環が保全され、人の活動と調和の取れた持続可能な社会、２つ目には「「ごみ」のない社会」、限りある資源を有効に活用し、生じた廃棄物も資源として活用する「ごみ」のない資源循環型社会、つまりこれは「廃棄物＝ごみ」を資源として捉えることで、「ごみ」という言葉もなくなりたいという願いがこもっております。３つ目の「もったいない」については後ほどご説明させていただきますが、もったいないを活用していきたいと考えております。「もったいない」が生きている社会、日本人の伝統である「もったいない」精神に根ざし、ものを大切に、ものの価値が生かされた社会、でございます。「もったいない」はそもそも仏教用語とされております。「その物の持つ価値が生かされないことを惜しむ心」と言われておりますけれど、本県が目指す循環型社会のキーワードとして用いていきたいと思っております。

（６）として施策の展開でございますが、これは条例の第３章 循環型社会の形成に関する基本的な施策でございますが、その条文で２４項目が施策として挙げられております。この施策を３つの項目に分けて書いてありますけれど、これらの施策に具体的な事業をぶら下げていきたいと考えております。ただし、特にウでございますが、次ページの「（ア）循環型社会推進形成に向けた意識のあり方について記載する」のところが重要・具体的なものかと思っておりますので、記載していきたい。なお、もったいない精神についても記載したいと考えております。

それから、次の（イ）でございますが、これは大きいア、イと一緒にございますが、施策に事業を記載したいと思っておりますけれど、なお 印にありますように、もったいない運動についての取組みについても盛り込むとともに、県民の自発的取組みを促すため、仮称でございますが、「もったいない５０の実践」というものを具体的行動として、別表として例示していきたいと考えております。

エ 共通の施策でございますが、体系図（１）「調査の実施」から（３）「経済的措置」まで、具体的施策などについて記載していきたい。

次に、（７）計画の推進でございますが、各主体別（県民、事業者、民間の団体、行政等）の役割と連携と記載していきたい。

それから（８）進行・管理でございますが、まず、アの施策の取組みについては、庁内８部局２９グループの参事からなる庁内連絡会議でPDCAリサイクルによる進行管理を行い、実績公表をしていきたいと考えております。イでございますが、各施策目標で数値的に表すことができるものは、数値目標として「別表２」に掲げることといたします。ウでございますが、これは条例でございますが、条例第１０条第６項でおおむね５年毎に見直しを行うことになっております。

それから別表でございますが、別表１「もったいない５０の実践」については、例えば

簡単にできるもの、あるいは少し大変なものというものもあるし、学校で、家庭で、事業所でできるものというものもあるし、いろいろなことが考えられますので、このへんは審議会の意見や県民の意見を伺いながら別表で整理していきたいと考えております。

それから、別表2の数値目標でございますが、これは進行管理の手段として、これにつきましては先ほど32年度を目標年次とすると、つまり3つの目指すべき循環型社会を15年後に達成したいという願いがありますけれど、この数値目標につきましては「うつくしま21」、廃棄物計画などといった非常に関係のある計画がございますが、それらの目標年次が平成22年度になっており、その意味では、現在平成22年度を目標に見直し作業をしております、その整合を図るという意味では22年度を当面中間目標年次としてやっていきたい。5年後どうするかとなりますと、5年後につきましては見直しをしまして、数値の評価を行いまして、次の取組みに反映させていきたいと考えております。

中に「もったいない運動」が出てきておりますが、その経過については印で表示しておりますので、お話をさせていただきます。

- (資料の「もったいない運動」の部分を読み上げる)

福島県商工会連合会青年部・女性部においては、平成9年から4R運動を展開していることから、マータイさんの考えに共感し、「4R」運動を「もったいない」として展開することを決議するとともに、県に対して同運動を県の施策として取り上げ、指導・支援されるよう要望しているところであります。

県としては、「もったいない」という言葉が本条例の趣旨にも合致し、県民に親しみやすくかつ分かりやすいということでキーワードにふさわしいことから、当該計画に盛り込むこととしたいと考えたところであります。このようなことでございますので、「もったいない」という言葉を計画の中に何か所か盛り込んでいるところでございます。私からの説明は以上でございます。

中村会長

それでは、ただいま策定の方向につきまして、ご説明があったわけでございますけれど、ご意見・ご質問がございましたらお願いいたします。

新妻委員

「計画策定の背景と目的」というところの最後の方に、「行政はもとより、県民、事業者、民間の団体等のあらゆる主体が幅広く連携しながら」という記載がありますが、環境省の指導で各県が「環境パートナーシップオフィス」というものを作っていて、青森とか岩手とか山形でもそういうものができあがってきています。福島県の状況はどんな具合なのでしょう。

事務局(荒川参事)

まだ、福島県ではそこまでのものは立ち上がっておりません。

新妻委員

検討はしてるのでしょうか。

事務局（斎藤環境活動推進グループ参事）

環境活動推進グループの斎藤でございます。ただ今、新妻委員の方からお話がありましたところが、国の方では各地方に「環境パートナーシッププラザ」というものを順次設置しており、間もなく東北地方にもできるという話は聞いております。また、私どもの組織としては、県で作っております「環境パートナーシップ会議」というものがございます。その中では県をはじめ、事業者団体、環境保全団体などにも入っていただいて、環境保全のための活動を一緒にやっていきたいと思いますということで、会議を組織しているところでございます。今、委員がおっしゃられた各県の動きについては、私も若干情報不足でおりますが、本県におきましては、そのようなプラザというようなものは考えていないところであります。

中村会長

新妻委員よろしいでしょうか。

新妻委員

はい。

中村会長

では、ほかに福島県循環型社会形成推進計画（仮称）の策定の報告につきまして、委員の皆様方ご意見等いかがでしょうか。

鈴木委員

私は、施策の展開の方なんですけれども、この資料に目標とすべき社会がありまして、施策の展開にあたりまして、今でも何らかの形で取り組んでいると思うんですが、その中で課題・問題点が現状でもあると思いますので、その問題点を整理してこの施策に反映していただきたい。文章だけ並べたのでは分からないということでもあります。

具体的に申しますと、これは「ごみ」のない社会に該当すると思うんですが、今いろいろゼロエミッションとか進んでいるわけですが、ものの名前だけ見ましても、生産者の方でリサイクル・再使用を意図した設計・デザインに今なっていないですね。それから、一般の消費者の方も環境に配慮した商品を優先的に買おうというのはまだ一部で、大多数は値段の安い方ということになるし、こういう大きな流れがある中で、基本的な問題を解決することが、効果のある施策につながるんじゃないかなと思うんです。

もう一つ、リサイクルする立場から3つの課題があるんですね。1つは廃棄物がコンスタントに入ってこない、中国にいったり、外に物が流れていくので、施設は作ったけれど稼働率があがらないという話はよく聞きます。あとはコストの問題、最後はリサイクル商品が在庫の山になっていませんか、というような課題があるんです。こういう現状の問題を整理した中で、有効な施策を立てていく必要があるのではないかという感じがします。

中村会長

確かに今、鈴木委員がおっしゃったように、県内での様々な問題点が循環型社会形成に

ついてあると思うのですが、こういう所に問題点があると、そういうところに一つのポイントを当てながら、それに対していわゆる工夫点というものを整理していくことが大事な観点だと思いますので、今後の策定に当たりましては、今のご意見を尊重しながら進めていければと思います。

皆様方のご意見いかがでしょうか。

須藤委員

今の具体例ということで、今、スーパーとか色々な所のレジ袋が本当にすごい量で、聞いたところによると1日で7700万枚も捨てられていて、それを一年で換算すると、一日の原油の輸入量に相当するというようなことを読みました。そういう中で、月1回でも、スーパーやお店からレジ袋を貰わないような「マイバック持参デー」というような形を、県の方から推進するような形で「もったいない50の実践」に取り入れていければと実感しているところです。

中村会長

ただいま須藤委員がおっしゃった点についても、基本計画の中で取り込んでいければ、なおよろしいかと思います。ご意見どうもありがとうございました。

長澤委員

p2～p3にかけての3つの柱の中の「“心の豊かさ”を重視した～」というところなんですが、ア、イも入りますけれど、条例制定の時も心と環境というところに入り込んで議論した経過はありますけれど、ここが非常にうまく分かりやすく、心の問題としてうなずける、県の皆さんがなるほどと思ってうなずいて、それを一つ一つ丁寧にみんなでやっていきましょうという輪の広がりになるというのは非常に難しい事と思います。このところは、ただ単に形式的な言葉の羅列でなくて、皆さんで問題を論じていかないときれいな言葉だけどなかなか定着しない。つまり、奥深いところまで入り込んでやっていくところが非常に重要かと思えます。

ここに出てきました「もったいない」という言葉がありますが、非常に唐突すぎるのではないかと。しかも著名な女性の方が日本に来て、「もったいない」という言葉に感動したという経緯は分かるが、果たして「もったいない精神」というのが我々の中にきちんと現存しているのかどうか。いい言葉だから、それに世界的な動きになってきていますし、そういったことで商工会関係の皆さんが運動を展開しているというところで、この条例には非常に良いキーワードだとおっしゃったけれども、そのところが少し馴染めないというか、そこをもう少し議論する必要があるのかなと思えます。

中村会長

私どもの条例化に向けての中間答申では、環境問題に関する憲法という位置づけもありますという知事からのお話もありましたが、そういう面で精神の部分は大事な部分であり、また、より具体的に分かりやすくという形で盛り込んでいくかということで、それは是非審議会の皆様方のご意見をもとに、今の話も議論して進めていきたいと考えます。

そういう意味では、この条例が「うつくしま21」を支える精神的側面を強く持っていると思うので、そういう意味からも皆さんのご協力をお願いしたいと考えております。

羽田委員

今の意見とちょっと違うんですけども、私たちの世代ですと、私はいつも自分達のことを「もったいない世代」といっているんですが、「もったいない世代」という意味が生活の中に染み込んでいる世代なんです。それはやはり世代格差はあると思うんですけど、みんなに見直されてきた言葉で、分かりやすいという点では大変インパクトがあると思います。

そして、普通は3Rだけど、3Rでは発生源を断つというのが一番基本になるはずなんですけど、日本の環境行政はその部分はいつでも避けてきたということがありますね。やはり、自分たちの問題として捉えていくためには、分かりやすいキーワードを見直した方がみんなにアピールできるのではないかと、私は思います。

具体的な例で申し上げますと、須藤さんもおっしゃっていたように、レジ袋を減らしてくださいとか、包装を簡易包装にしてくださいとか、何年もその運動をやってきましたけれど、消費者が望むからスーパーでも減らしたくても減らせない、そういうことで噛み合わないという部分があります。自分たちができる事を一つでもやれば、その分ごみが減るんだよということを、小さいときから親も子どもに向かって教育するという部分も抜けていますが、そういう部分も踏まえてやはり実感できる言葉で、常に環境問題を考えなくてはならないという意味で、「もったいない」はいいキーワードだと私は思います。

長澤委員

私は、「もったいない」という言葉がダメというわけではないんです。私も世代的にはもったいない世代なので、日常生活の中でいつも言ってしまいます。ただ、それがキーワードとして「もったいない運動」ということになったときに、子供から各世代がいるわけですし、多くの県民が「もったいない」をキーワードにきちんと心の中に違和感なく入り込んでいくような議論を深めないといけな。たしかに、知事さんがおっしゃったことも一つだと今聞きましたけれども、それはそれでよろしいんですが、多くの県民の心でもったいないという言葉をもう1度推敲してみる。今の経済優先の現代社会で「もったいない運動」ということが根付かないと意味がないわけですから。これからの未来を担っていく子供達の精神の土壌というものを培っていかなくてはならないので、私はもったいないということをもう少し議論して、その意味を吟味した方がよろしいかなと思うんですが。

車田委員

「もったいない」ということで今話されておりますけれど、私ももったいない世代で生きてきたわけです。もったいないが流行語みたいな時代に生きてきたわけですが、今一番何が欠けているかといいますと、もったいない精神ということが、ものが過剰の中で今の子ども達には理解しにくい。もったいないの基本は、無駄が多いのが環境破壊の一部を担っているのは間違いのないわけです。ですから、私は、「もったいない」と言う表現は素晴らしいキーワードだと考えております。そういう事で強制ではないが、それをまた植え付

けていかなければ、「もったいない」という見直し、それは大事に生かすべきではないかと考えております。

中村会長

委員の皆様方が考えている方向性としては、基本的には共通で一致していると思われま
す。ただ、具体的な格付けといたしますか、とり方といたしますか、今の段階ではそれぞれの
経験等における異なる部分がございますので、それを審議会ですりあわせながら、よりよ
い意見の中にそれが根付いていくという方向で審議を進めて参りたいと考えますので、御
協力よろしく申し上げます。

引地委員

具体的に「もったいない」というとどうすればいいのか、どう生かしていけばいいのか
ということで、私がアメリカの大学に行ったときに感じたんですが、むこうは使い捨てが
多いかと思ったら、物を修理するとか、有効に使うという教育がされている。大学の教養
部では、不用になったいろいろな物を陳列して並べておくんですね。そして、それを利用
して、自分でこういうものを作りたいとか改善したいとかそういうことに生かしていく。
そのまま使うのではなくて、部品だけ使うとかでもいいんです。そういうことが大学だけ
ではなく、いろんな研究所・公共機関にもそういう場所があって、誰でも名前を書けばそれ
を持ってこれる。そして、それを生かして物を作っていき、それをどういう風に改善して
いくのか、どういう物ができてるのか、そういうことを行うことによってそれが物づく
りのアイデア、新しい物を開発していく基礎作りにもなる。

なぜ、そういう事をやるのかということを知ると、物づくりの精神はそこからスタート
していく。新しい物とか部品とかをただ全部与えて、それをただ組み立てるだけではアイ
デア的には伸びないというんです。むしろ、不用になった物をただ捨てるのではなくていかに改善できるか、あるいは、どういうふうに形を工夫していけば使いやすくなるのか、基
本的なことを身につけていくことが重要だと。だから不用になった物を捨てるのではなく
て、倉庫みたいところに分類して陳列して置き、ほしい人は申請すればもらえるように
する。

3 ページにある4 Rの「Repair (修理)」、この精神を最も強調したい。こうい
うことも「もったいないという精神」を生かす1つの道ではないかと、参考までに紹介し
ました。

中村会長

ある面では教育ということ、これは循環型社会形成条例の中にもその重要さというもの
が入っておりますが、それを計画の中でより推進するということで踏み込んでやっていけ
れば幸いだなと思えます。

福島委員

今までの議論と関連するのですが、3 ページの(イ)「循環型社会の形成に関する教育
及び学習の振興等」及び「県民等の自発的な活動の推進」とあります。体系図等を見ても

教育的な重要性を強調しているんですけど、(7)「計画の推進」のところに教育関係の機関が入っていないんじゃないかと。このへんに「学校における」という主体も入れるべきではないか。これからの21世紀を担っていくのは子供たちですので、そのへんをきちんと位置づけていただきたい。

そのときに、教育の中で「もったいない」を柱にするのか。それは非常にデリケートな問題で、ものがもったいないという意味の他に、いろんな生活の中でそんなことまでしていただいてもったいないという謙譲という意味もあるものなので、日本の子供達が世界に出て行くにあたって、どのようにそのことを教育するのかということには注意すべきではないかと思います。

中村会長

教育の重要性というのは21世紀に入っても益々重要になっておりますが、もったいないに関していえば、2ページに「もったいない」精神を根ざし、ものを大切にし、と書いてありますけれど、そこには「心とものを大切にしたい」というのがまた関わっていくのではないかと。そういった意味では教育的な重要性というようなものも、策定される計画に是非取り入れていきたいと考えております。

畠山委員

表現はどうかということはありませんけれども、理念を立ち上げてもらいたいのが一つありまして、それは「もったいない」ということが教育の面からどうなんだということがありますが、自由世界における経済原理の面においては、安くていい物、より便利な物に人間は向かうんですね。我々の世代がもったいないと言っても、若い人たちは親父と同じことはしないと聞いたこともあるんですね。親父・お袋と同じことをしては進歩しないということもありますし。

しかし、人類の持続的な生存のためには、環境への負荷を減らすことが絶対使命なんです。従って、この従来の経済原理に果敢に挑戦しなければならない時代である。この理念を色々なところで大きく謳っていただきたいと思います。

中村会長

そういうことでは、市橋和子さんという方が「節度ある経済社会」という言葉をおっしゃっております。非常に大事なことではないかと思いますが、畠山委員の言葉も非常に重く受け止めなければならないと感じております。

鈴木委員

2ページの(5)福島県が目指す循環型社会の「ア 自然と共生する社会」の中で「人の活動と調和の取れた持続可能な社会」となっているんですが、環境の分野で「持続可能な社会」というと環境と経済が両立する社会といったイメージが強いんですが、この経済という言葉がここでは人の活動という言葉になっているが、違和感があり、この部分は経済とするのはどうなのでしょう。私は、環境と経済が両立すればいいのでは、そしてそれが持続可能な社会だというふうには解釈したのですが、ちょっと違和感を感じたんです

ね。

中村会長

それはこれからの審議の中で考えていくことも可能かと思っておりますので、よろしく申し上げます。

新妻委員

「もったいない」のことに話を戻して申し訳ないんですが、毎日新聞さんのイベントに乗ってしまったなという気がしないでもないんですけども、分かりやすいので私はそれなりにいいのかなという気はしています。

ただ、例えば「もったいない50の実践」はどのように決めようとしているのかと思うんです。やはり、先ほどの「環境パートナーシップオフィス」についてですが、福島県では出遅れている感じがしてしょうがないんですが、他県はずいぶん県民とか事業者とかの連携が非常に進んでいて、かなり熟した議論をしているんです。それに比べると、福島県というのは、この辺の議論が全然されていないという印象があるんです。私も県のパートナーシップオフィスを作る会議に出ていたおかげで、他県の意見に触れる機会があったもので、福島県の議論が熟していない気がしました。

ですから「もったいない50の実践」をやる場合には、私たちが決めるのではなくて、県民に広く募集して「あなたの実践例をお聞かせ下さい」というふうなことで、環境に関する知識の高い皆さんから意見を集めて、県民を繋いでいくような形にしていけないと計画が上滑りしてしまうというか、なかなか浸透していかない気がしますので、なるべく住民を巻き込む形で計画を作っていければいいと思います。

中村会長

ただ今の、広く県民のご意見を聞くことに関しましては、事務局としてもそういう方向性はお持ちかと思っておりますので、ご説明お願いいたします。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

この循環型社会づくりというものは息の長いものですので、そういう意味では、お言葉のとおり、上滑りで終わってしまったのではいけないと思います。県民に定着しなくていけないということですから、県民はじめ各主体の自発的な自覚から始まらなければならないと思っておりますので、その仕組みについては考えております。もちろん、各団体で様々な活動が引き続き行われております。そういうものと連携・支援していく立場は変わりありませんし、今回の「もったいない」につきましても幅広く意見を取り入れるようにしていきたいと考えておまして、環境関係では県のほとんどの団体が入っている「環境パートナーシップ会議」を活用することも考えております。

とにかく、この一つのうねりを県全体に広げて浸透した上で、いろんな意見を吸い上げていきたいと考えております。

堀金委員

福島県の環境条例ということにつきまして、この制定後、市町村の情勢あるいは県民の意識も非常に変わってきていると間違いなく思うんですね。一人ひとりが各行政区単位で色々な関わりを持っていかなければという意識が芽生えてきているのは、とてもいいことだと思っております。

そういう中で、「もったいない」が全国的な話題となっておりますけど、このようなことは、具体的には下部の組織から立ち上げて県の方にあげていくというのが理想の姿だと思います。先ほど教育の面とありましたけれど、学校教育の中で物の大切さ、「もったいない」という言葉ではないんですが、物を大事にすることはとくにやっているわけですし、そういう事を考えた場合に、これを県の精神という形で将来を見据えた県民の姿だというふうに捉えていくのはいいチャンスだと思います。環境の取り組みの中で、県民に具体的に「もったいない」ということを捉えていただくのにもいい機会だと思います。

中村会長

本当に前向きな方向でのご意見、どうもありがとうございます。そういった面では、今回の推進計画そのものを、いかに熟したものにしながら県民の方々に浸透させていくのか、また逆に県民の方からも色々な意見をいただきながら、この計画を推進するという方向でよろしくお願ひしたいと思っております。

長澤委員

3ページの「(イ)循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興等」というところがありますけれども、県の方で“環境保全活動に関わる環境教育の推進”ということで計画ができています。そちらの方も、内容も非常に充実されておりまして、しかも充実だけでなく非常に具体的な内容になっておりますので、そちらの計画とこちらを少し抱き合わせまして、そのようにして県民に考えていただくという方向も可能だと思いますが、事務局の方からご返答をお願いしたいのですが。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

資料の1ページで“庁内関係グループ”と記載しておりますが、この中には教育関係、環境教育関係のグループも入っておりまして、関係組織との調整は十分にやらせていただきます。また、その前にも記載してありますが、各計画等の連携・調整についても行いますので、その中で話をしていきたいと思ひます。

長澤委員

今のご返答に付け加えさせていただきたいんですが、学校教育の現場がまだまだ消極的なので、そのへんの取組みというのを庁内でもより上のレベルにさせていただかないと、学校教育現場の中に生きた施策というのが浸透していかないと思うんです。そのへんの努力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

中村会長

先ほど鈴木委員がおっしゃったこととも関わっていると思うんですが、教育の現場でこ

うという問題点があるということと連携しながら、計画の内容を充実していけばよろしいのかと思います。そういう面では、事務局と審議会の皆様方との連携も強く進めていきたいと思っています。

中井委員

1ページの「(3)計画の期間」で、目標年次が平成32年ということで15年後が目標年次に設定されてるわけですが、先ほどのご説明では「うつくしま21」という長期計画と目標年次を揃えるためにというふうなことだったんですけど、質問が2点あって、1つ目が、15年というのは本来この推進計画の目標期間として想定されているのか、本来は10年くらいであるけれど、今回は年度が合わなくて、初回の今回の計画については15年で設定するが、これ以降は10年が本来の目標期間として理解していいのか。2つ目は、条例の中で5年毎に見直しするという規定がございまして、その関係からいうと、5年後にどういう見直しをすることを想定しているのかお伺いしたい。

最後は意見なんですが、今の時代で15年間の目標というのは、非常に時代の変化が激しいので、本当に15年後の目標ということでうまく設定できるのかという疑問はあるんです。ただ、先ほどの説明でやむを得ないのかなという気はするんですけど、やはり15年では長いのではないかなという気はするんですが。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

先ほどの説明の繰り返しにはなってしまうんですが、現在、県の長期計画の見直し作業が行われております。目標が22年度の計画の中間見直しですが、県の長期計画が県の最上位計画と位置づけられております。本計画の数値目標はこれとの関連が出てきますので、これらの数値は5年後に設定して、そこで一旦評価をして、またその後の施策に反映させていくと、そのようにローリングさせていこうと考えております。

本計画については10年という期間が想定されているとも考えましたが、そうすると県の長期計画とずれが生じてしまい、目標の立て方が難しい、手間ばかりかかってかえって効率が悪くなるといった問題がございます。

それで、次期の長期計画の期間に合わせ、また、資料にもありますように本県が目指す循環型社会の3つの姿というのは比較的長期的な理想像でありまして、本計画の目標として32年度というのはそれほどおかしくはないと考えておりますが、色々なご意見をちょうだいして検討して参りたいと考えております。

中村会長

それでは、そういう方向で審議の中で検討していきたいと考えております。それから、これは私の考えの部分がございしますが、これはある意味では“心の社会資本”ということもできるかと思うんです。そういう社会資本というのは、都市計画でも下水道計画でもある程度の中長期的なスパンが必要で、それが心の中に浸透していくには中期的・あるいは長期的な計画も必要なのかな、という考え方もあるのではないかと思います。

基本的には、今事務局の説明にあったような形で、審議の中で議論を尽くしていければ幸いです。

ほかにご意見いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、いろいろなご意見いただきましたけれども、それらを参考にしながら、今後の審議の中で議論を尽くしていければと思います。

それでは、本議題の「福島県循環型社会形成推進計画(仮称)の策定について」ですが、重要な案件であり、審議を慎重かつ効率的に進めるため第1部会に付託することがよろしいかと考えますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

中村会長

御異議がないようですので、「福島県循環型社会形成推進計画(仮称)の策定について」は、第1部会で審議いたします。部会長の中井先生、よろしく願いいたします。

それでは、次に今後のスケジュールについて、事務局の考えをお知らせ下さい。

事務局(荒川循環型社会推進グループ参事)

資料の5ページ「スケジュール(案)」でございます。

(資料により「今後のスケジュール(案)」を説明する。)

中村会長

ただいま今後のスケジュールにつきまして、事務局からご説明いただいたんですが、このご説明につきましてご意見、御質問等がございますでしょうか。

畠山委員

パブリックコメントについてなんですけど、数年前なんですけど、ある事でパブリックコメントがあった時にちょっとフォローさせてもらったことがあったのですが、なかなかコメントが県民からあがらない、そういう状態なのにまた次のパブリックコメントの時もやり方としては何も変わってない、そういう状態が拝見されたんです。環境関係でも何回かあったと思うんですが、どうなんでしょうか。意見の上がり方、例えば、数は上がっているのか、いま一つ足りない、欲しいなどということはないのか。あまり細々とした数値は結構ですが。

事務局(小檜山企画主幹)

昨年、総務企画グループで実施しましたパブリックコメントの結果ですが、「産業廃棄物税のあり方」に関するものについては割と多く110件ちょっとのコメントがございまして、「いわき地域公害防止計画」に関するコメントは3件ということで、残念ながら興味は薄かったかなと感じております。

事務局(荒川循環型社会推進グループ参事)

本審議会できりまとめいただいた条例についてもパブリックコメントを実施しております

して、4団体から10件、個人から6件ということで、若干少ないかなという感じがしております。

畠山委員

数が結構出たケースもあるみたいなのですが、私はパブリックコメントを求めること自体がいい啓蒙になると思うんです。ですから、非常に工夫してもらって、今のお話にもありましたが、団体はどちらかというとしやすいです。やはり、県民個人が出してほしいという感じがします。あまり今までのやり方に流されないように、どんどん工夫を入れて欲しいと思います。

中村会長

これから先、このパブリックコメントにつきましては、先ほど畠山委員からもありました啓発の意味合いも大きいということもございますが、出来るだけ多く広くということで、事務局いろいろご苦労はあると思いますが、ひとつよろしくお願いします。

堀金委員

今のコメントの関係で、高等学校の中身がいろいろ変わって、コース制・課題制とか色々形で動いてますね。その中に、環境コースとかの課題があると思うんです。ですから、あえて意見を求めるのではなく、こういう形も参考にしたいというふうな事をお願いして、学校あたりに生徒の生の声を聞くことも非常に大事なことだと思いますので、是非やっていただきたいなと思います。

中村会長

どうもありがとうございます。ただ今のご意見も合わせて、事務局よろしくお願いします。

それでは、ただ今のスケジュールの件につきましては、パブリックコメントで広くご意見をいただくという方向でお願いすることといたしまして、他にございますでしょうか。

無いようでございますので、次に「その他」についてであります。委員の皆様、事務局から何かありましたらお願いします。

それでは、事務局お願いします。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

第1部会の日程についてでございます。先ほどのスケジュールでもご説明いたしました。環境審議会第1部会の日程等について、説明させていただきます。6月16日（木）10時から、県庁西庁舎3階の301会議室で開催させていただきますので、お忙しいところ大変恐縮ですが、御出席の程、よろしくお願いします。

中村会長

ただ今、部会の皆様方には依頼文書が配布されましたが、16日の木曜日、午前10時からひとつよろしくお願いします。

事務局（小檜山企画主幹）

本日、お手元にお配りしております、資料の関係で若干ご説明させていただきます。参考資料の3でございますが、これは本年3月25日付けで公布されました、産業廃棄物税条例の条文でございます。この税条例につきましては、現在総務省の方に協議を行っております、6月末までには総務省の同意が得られる方向でございます。あと、本日欠席しておりますが、稲森委員から「バイオマス・エコエンジニアリングの中期目標」という資料の提供をいただいております。論文の資料でございますので、後ほどご一読いただければ幸いです。

中村会長

ただ今、参考資料の件につきましてご説明がありました。産業廃棄物条例の件につきましては、これが3月25日公布されたということでございます。ご協力ありがとうございました。

他にございませんでしょうか。

特になければ、本日の審議を終了いたします。審議にご協力いただき誠にありがとうございました。

司会（小檜山企画主幹）

以上をもちまして、本日の環境審議を終了させていただきます。ありがとうございました。